

第2項先進医療の新規届出技術について  
(届出状況/7月受付分)

先 - 1  
23. 9. 13

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 <sup>※1※2</sup> (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 <sup>※2</sup> (「保険外併用療養費」)	受付日 <sup>※3</sup>
261	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	消化管悪性腫瘍(食道がん、胃がん、大腸がん、肝臓がん(転移性含む)、膵臓がん、胆道がん)	65万円 (5回)	2万5千円	H23.6.24
262	成人発症Still病に対する、トシリズマブ治療効果の評価	ステロイド単剤治療で再燃を繰り返す難治症例	12万4千円 (1回)	8万8千円	H23.6.29
263	末梢血造血前駆細胞数測定による末梢血造血幹細胞採取量予測	自己末梢血幹細胞移植を予定している悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、急性白血病など造血器腫瘍患者。血縁あるいは非血縁同種末梢血幹細胞移植におけるドナー	3万3千円 (1回)	46万9千円	H23.6.29
264	ループス腎炎に対する、ミコフェノレートモフェチル治療	18歳以上の成人、ステロイド単剤で再燃を繰り返すループス腎炎の難治症例	3万2千円 (2回)	67万1千円	H23.6.29
265	自家嗅粘膜移植による損傷脊髄機能の再生治療	下肢完全運動麻痺を呈する、受傷後6ヶ月以上経過した脊髄損傷	75万2千円 (1回)	112万7千円	H23.7.7
266	単純X線画像自動計測ソフトウェアを用いた変形性膝関節症重症度定量評価	変形性膝関節症	2千円 (1回)	5千円	H23.7.15

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

**第2項先進医療の新規届出技術について  
(届出状況／8月受付分)**

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	受付日※3
267	メチオニンとフルオロチミジンを用いた陽電子断層撮影法(positron emission tomography: PET)による脳腫瘍診断	神経膠腫、転移性脳腫瘍、その他の脳腫瘍(悪性リンパ腫、ジャーミノーマなど)	9万8千円 (1回)	190万2千円	H23.7.27
268	維持血液透析患者の治療抵抗性閉塞性動脈硬化症に対するデキストラン硫酸カラムを用いたLDLアフェレシスによる内皮細胞活性化療法	維持血液透析中の閉塞性動脈硬化症(以下の者に限る; 1. 年齢20歳以上80歳未満の者, 2. Fontaine分類II度以上の症状を呈する者, 3. 膝窩動脈以下の閉塞又は広範な閉塞部位を有する等外科的治療が困難で、かつ従来の薬物療法では十分な効果を得られない者)	244万円 (10回)	191万7千円	H23.8.11

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

**【備考】**

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。